

奈良市公報

第45号

令和3年3月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
2 1	39	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
2 2	40	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
2 2	41	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定	障がい福祉課
2 2	42	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
2 2	43	障害者総合支援法に規定する指定障害者福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
2 2	44	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
2 2	45	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
2 2	46	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
2 3	47	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
2 3	48	奈良市公報号外第12号に掲載	保健予防課
2 4	49	令和2年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
2 4	50	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2 5	51	放置自転車等の保管	環境政策課
2 5	52	身体障害者福祉法に規定する医師の辞退	障がい福祉課
2 5	53	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
2 5	54	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
2 5	55	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
2 5	56	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
2 5	57	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
2 5	58	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
2 8	59	放置自転車等の保管	環境政策課
2 8	60	公売通知書の公示送達	滞納整理課
2 8	61	住居番号の設定	市民課
2 9	62	放置自転車等の処分	環境政策課

2	10	63	徴収事務の委託	医療政策課
2	12	64	放置自転車等の保管	環境政策課
2	12	65	奈良市公報号外第12号に掲載	公園緑地課
2	12	66	令和2年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	国保年金課
2	15	67	放置自転車等の保管	環境政策課
2	15	68	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2	15	69	令和2年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
2	15	70	住民票の職権消除	市民課
2	15	71	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
2	15	72	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
2	15	73	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
2	1	1	収納業務の委託	企業出納課
2	1	2	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
2	8	3	奈良市流域関連公共下水道の事業計画案の公衆縦覧	下水道事業課
2	10	4	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	経営企画課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
2	5	2	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和3年2月1日

奈良市長 仲川元庸

1 募集戸数

別紙のとおり 別紙省略

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和3年2月1日(月)～令和3年2月15日(月)の間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和3年2月1日(月)～令和3年2月15日(月)

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。2通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(イ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(イ) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。(常時介護を必要とする者のうち居宅においてこれを受けることができない者は単身での申込みはできない。)

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

- c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級まで）
 - d 知的障がいのある者（障がいの程度がcに相当）
 - e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正12年法律第48号）に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者
 - f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
 - g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者
 - h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者
 - i ハンセン病療養所入所者等
 - j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者
- (イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。
- (ロ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。
- (ハ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。
- (ニ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(ハ)の不正の行為に該当する。）
- イ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ロ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。
- (ア) 現に同居し又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。
- なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。
- (イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。
- (ロ) ア(ア)から(ハ)の条件
- ウ 市営住宅 多子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。
- (ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

エ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができます。

(ア) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3か月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。)のない者であること。
また、現に同居し、又は同居しようとする者(子に限る。)があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

(イ) ア(イ)から(オ)の条件

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票(市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの。)

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族(婚姻予定者を含む。)が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書(提出日の3か月以内に発行されたもの。)

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税(又は非課税)証明書(所得額、扶養人数、控除額記載)(全員)

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書(市区町村発行)が必要である。

※ ただし、基準日(令和2年1月1日)時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

平成31年1月1日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(4) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自ら署名が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署

名の上、提出する。

コ パートナシップ宣誓書受領証等（該当者のみ。）

奈良市パートナシップ宣誓制度に登録している者は、パートナシップ宣誓書受領証又はパートナシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3か月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ。）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

奈良市告示第 40 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 3 年 2 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和 3 年 2 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910103254	一般社団法人あおば会	636-0346	奈良県磯城郡田原本町矢部 648 番の 4	ああす	630-8301	奈良市高畑町 626 番 3 号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和 9 年 1 月 31 日

奈良市告示第 41 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和 3年 2月 2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定有 効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100876	合同会 社ふく まる	630-8441	奈良県 奈良市 神殿町 578番 地の8	相談支援 事業所ふ くまる	630-8441	奈良市 神殿町 578番地 の8	地域移行 支援 地域定着 支援	令和9年 1月31 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 2月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和3年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100884	社会福祉 法人こま どり会	630-8042	奈良県 奈良市 西ノ京 町155番 地1	喫茶去	630-8042	奈良市 西ノ京 町155 番地1	計画相談 支援	令和9年 1月31日
2930100876	合同会社 ふくまろ	630-8441	奈良県 奈良市 神殿町 578番地 の8	相談支 援事業 所ふく まろ	630-8441	奈良市 神殿町 578番 地の8	計画相談 支援	令和9年 1月31日

奈良市告示第 43 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 3年 2月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定更新年月日 令和 3年 2月 1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100631	特定非営利活動法人 みつわ会	630-8441	奈良県 奈良市 神殿町 630番地 の6	生活介護 ほっとはーと	630-8441	奈良市 神殿町 630番地 の6	生活介護	令和9年1月31日

奈良市告示第 44 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和 3年 2月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和 3年 1月 31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100748	有限会社 キョウワ	619-0216	京都府木津 川市州見台 8-4-26	ハーモニ ーケアサ ービス	630-8141	奈良市南京 終町 2-322-9	重度訪問 介護

奈良市告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和3年2月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和3年2月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108516	訪問介護	株式会社今嘉	奈良県天理市櫛本町765番地	訪問介護ステーション縁	奈良県奈良市押熊町2211エスポワール東登美ヶ丘A101号

奈良市告示第 46 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により公示する。

令和 3 年 2 月 2 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和 3 年 2 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108508	居宅介護支援	株式会社 til death we do art	京都府京都市東 山区今熊野池田 町 6 番地 12	はなはな居宅 介護支援事業 所	奈良県奈良市七 条一丁目 11 番 1 号

奈良市告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年2月3日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
はなはな 居宅介護支援事業所	奈良県奈良市七条一丁目 11番1号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和3年 2月1日
株式会社 til death we do art	京都府京都市東山区今熊野 池田町6番地12		
訪問介護 ステーション縁	奈良県奈良市押熊町2211 エスポワール東登美ヶ丘 A101号	居宅 訪問介護	令和3年 2月1日
株式会社今嘉	奈良県天理市櫛本町765番地		

奈良市告示第49号

令和2年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年2月4日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

令和2年度軽自動車税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

令和2年5月8日

3 送達を受けるべき者

別紙に記載 別紙省略

奈良市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により横井東町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	萩田 喜己 奈良市横井三丁目213番地	猪岡 意典 奈良市横井三丁目97番地

2 変更の年月日

令和3年1月1日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年2月 5 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年2月5日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第52号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

令和3年2月5日

奈良市長 仲川 元庸

医師の氏名	医療機関名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	辞退年月日
三村 征四郎	医療法人 岡谷会 新大宮診療所	奈良市芝辻町 4-7-2	内科 (ぼうこう又は直腸 機能障害・小腸機 能障害)	令和2年 10月26日

奈良市告示第 53 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 11月17日	黒住 浩一	吉田病院	奈良市西大寺赤田町一丁目 7番1号	眼科 (視覚障害)

奈良市告示第 54 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和3年2月5日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 11月17日	有田 憲生	医療法人社団生和会 ならまちリハビリテ ーション病院	奈良市杉ヶ町57番1	内科・リハビリテー ション科 (視覚障害)

奈良市告示第 55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和3年2月5日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和2年 12月1日	メイプルリーフ薬 局 押熊店	奈良市押熊町1153	さくら薬局株式会社 代表取締役 新井 勝
令和2年 12月1日	メイプルリーフ薬 局 朱雀店	奈良市朱雀一丁目5- 17	さくら薬局株式会社 代表取締役 新井 勝

奈良市告示第 56 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和3年2月5日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 12月11日	松村 善昭	奈良県総合医療 センター	奈良市七条西町二丁目 897-5	泌尿器科 (じん臓機能障害)

奈良市告示第 57 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和3年2月5日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 12月14日	松村 善昭	奈良県総合医療 センター	奈良市七条西町二丁目 897-5	泌尿器科 (ぼうこう又は直腸 機能障害)

奈良市告示第 58 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示する。

令和3年2月5日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目（障害名）
令和2年 12月14日	菅沼 泰	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50番1号	消化器外科 (ぼうこう又は直腸 機能障害)

奈良市告示第59号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年2月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年2月8日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第60号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第96条第1項の規定に基づく公売通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 3年 2月 8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
公売通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和 3年 2月 8日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
西登美ヶ丘六丁目23番8号	登美ヶ丘三丁目2番5号	七条西町一丁目26番6号
西登美ヶ丘六丁目23番9号	北登美ヶ丘二丁目23番7号	富雄泉ヶ丘21番2号
西大寺竜王町一丁目5番9号	あやめ池北三丁目9番11号	西大寺芝町一丁目10番49号
芝辻町二丁目3番17一室番号	学園緑ヶ丘三丁目18番12号	北登美ヶ丘二丁目23番8号
東登美ヶ丘六丁目4番49号	疋田町一丁目4番17号	学園緑ヶ丘一丁目17番17号
西大寺小坊町4番23-2一室番号	平松三丁目25番19-1号	登美ヶ丘六丁目8番12号
西大寺宝ヶ丘3番29-2号	平松三丁目25番19-2号	
秋篠三和町二丁目6番9号	平松三丁目25番19-3号	
中登美ヶ丘六丁目16番22号	平松三丁目25番19-5号	
中登美ヶ丘六丁目21番2号	あやめ池北三丁目20番11号	
西大寺小坊町1番2一室番号	二条町三丁目7番5号	
西大寺北町一丁目8番2一室番号	あやめ池北一丁目15番9号	
学園南二丁目1番21号	西登美ヶ丘六丁目16番19号	
若葉台三丁目2番34号	宝来五丁目3番1-5号	
西登美ヶ丘一丁目8番15号	芝辻町一丁目4番24号	
百楽園四丁目8番3号	西登美ヶ丘一丁目20番12-2号	
六条三丁目7番2号	東登美ヶ丘二丁目12番11号	
六条三丁目7番3号	百楽園二丁目10番8号	
六条三丁目7番4号	菅野台6番22号	

奈良市告示第 62 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和3年 2 月 9 日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和3年2月 9 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年7月3日、同月10日、同月16日及び同月27日

奈良市告示第 63 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 2 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市柏木町 5 1 9 番地の 7 一般社団法人 奈良市医師会 会長 国分 清和	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

2 委託の期間

委託の期間	徴 収 事 務
令和 2 年 12 月 15 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年2月 7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年2月12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

 原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第66号

令和2年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和 3年 2月 12日

奈良市長 仲川 元庸

1 この通知書の送達年月日	令和2年6月15日											
2 この公示送達により変更する納期	変更前	<table border="0"> <tr> <td>第1期分 令和2年6月30日</td> <td>第6期分 令和2年11月30日</td> </tr> <tr> <td>第2期分 令和2年7月31日</td> <td>第7期分 令和2年12月28日</td> </tr> <tr> <td>第3期分 令和2年8月31日</td> <td>第8期分 令和3年2月1日</td> </tr> <tr> <td>第4期分 令和2年9月30日</td> <td>第9期分 令和3年3月1日</td> </tr> <tr> <td>第5期分 令和2年11月2日</td> <td>第10期分 令和3年3月31日</td> </tr> </table>	第1期分 令和2年6月30日	第6期分 令和2年11月30日	第2期分 令和2年7月31日	第7期分 令和2年12月28日	第3期分 令和2年8月31日	第8期分 令和3年2月1日	第4期分 令和2年9月30日	第9期分 令和3年3月1日	第5期分 令和2年11月2日	第10期分 令和3年3月31日
		第1期分 令和2年6月30日	第6期分 令和2年11月30日									
第2期分 令和2年7月31日	第7期分 令和2年12月28日											
第3期分 令和2年8月31日	第8期分 令和3年2月1日											
第4期分 令和2年9月30日	第9期分 令和3年3月1日											
第5期分 令和2年11月2日	第10期分 令和3年3月31日											
変更後	<table border="0"> <tr> <td>第1期分 令和3年3月1日</td> <td>第6期分 令和3年3月1日</td> </tr> <tr> <td>第2期分 令和3年3月1日</td> <td>第7期分 令和3年3月1日</td> </tr> <tr> <td>第3期分 令和3年3月1日</td> <td>第8期分 令和3年3月1日</td> </tr> <tr> <td>第4期分 令和3年3月1日</td> <td>第9期分 令和3年3月1日</td> </tr> <tr> <td>第5期分 令和3年3月1日</td> <td>第10期分 令和2年3月31日</td> </tr> </table>	第1期分 令和3年3月1日	第6期分 令和3年3月1日	第2期分 令和3年3月1日	第7期分 令和3年3月1日	第3期分 令和3年3月1日	第8期分 令和3年3月1日	第4期分 令和3年3月1日	第9期分 令和3年3月1日	第5期分 令和3年3月1日	第10期分 令和2年3月31日	
第1期分 令和3年3月1日	第6期分 令和3年3月1日											
第2期分 令和3年3月1日	第7期分 令和3年3月1日											
第3期分 令和3年3月1日	第8期分 令和3年3月1日											
第4期分 令和3年3月1日	第9期分 令和3年3月1日											
第5期分 令和3年3月1日	第10期分 令和2年3月31日											
3 送達を受けるべき者	別紙に記載 別紙省略											

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年2月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年2月15日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により押上町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月15日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	外島 正博 奈良市押上町45番地	山本 哲也 奈良市押上町39番地の1

2 変更の年月日

令和3年1月24日

奈良市告示第69号

令和3年2月12日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月15日

奈良市長 仲川元庸

1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第8号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ408,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,737,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		千円 67,650,656	千円 408,620	千円 68,059,276
	2. 国庫補助金	38,693,469	408,620	39,102,089
歳入合計		189,329,300	408,620	189,737,920

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		千円 15,765,822	千円 408,620	千円 16,174,442
	1. 保健衛生費	7,753,310	408,620	8,161,930
歳出合計		189,329,300	408,620	189,737,920

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事項	期間	限度額
新型コロナウイルスワクチン接種業務経費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 118,942

奈良市告示第70号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除したが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示する。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に奈良市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 3年 2月15日

奈良市長 仲川 元 庸

記

事件本人

省略

奈良市告示第 71 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年2月15日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
前田 新		柔道整復	令和3年 2月2日
松陽台整骨院	奈良県奈良市松陽台三丁目 1-5		

奈良市告示第 72 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和 3年 2月 15日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人 松島眼科医院	奈良県奈良市右京四丁目14-21	令和2年 11月30日
めぐみ皮膚科泌尿器科	奈良県奈良市三碓三丁目11-1 貴ヶ丘クリニックヤード内	令和2年 12月31日
登美ヶ丘こどもクリニック	奈良県奈良市登美ヶ丘三丁目 4-11	令和2年 12月31日
医療法人 やなせ皮膚科医院	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-55 丸和西大寺ビル4階	令和2年 12月31日

奈良市告示第 73 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 15 日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
登美ヶ丘こどもクリニック	奈良県奈良市登美ヶ丘三丁目 4 番 11 号	令和 3 年 1 月 1 日
めぐみ皮膚科泌尿器科	奈良県奈良市三碓三丁目 11-1 貴ヶ丘クリニックヤ ード内	令和 3 年 1 月 1 日
クスリのアオキ三条大路薬局	奈良県奈良市三条大路二丁目 1 番 61 号	令和 3 年 2 月 1 日

公當企業

奈良市企業局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和3年2月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

- 1 収納事務 水道料金等のコンビニエンスストア収納及びスマートフォン等を利用した電子決済にかかる事務
- 2 受託者 株式会社電算システム
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 3 提携事業者 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8-8

株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1-21

山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町3丁目10-1

ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

国分グローサーズチェーン株式会社
東京都中央区日本橋1丁目1-1

株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南1丁目8番27号

ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町1-1-1

LINE Pay株式会社
東京都品川区西品川一丁目1番1号

Pay Pay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3

楽天銀行株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1

株式会社ゆうちょ銀行
東京都千代田区大手町二丁目3番1号

KDDI株式会社
東京都千代田区飯田橋3丁目10-10ガーデンエアタワー

4 委託期間 令和3年2月1日から令和6年1月31日まで

奈良市企業局告示第2号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。なお、その関係図書は、令和3年2月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供します。

令和3年2月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年2月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
八条町の一部	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
白毫寺町の一部	②	分流	
古市町の一部	③	分流	
西大寺芝町二丁目の一部	④	分流	
大安寺七丁目の一部	⑤	分流	
大森西町の一部	⑥	分流	
法蓮町の一部	⑦	分流	
神殿町の一部	⑧	分流	
奈良阪町の一部	⑨	分流	奈良市奈良阪町168-1 青山清水園
今市町の一部	⑩	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
六条一丁目の一部	⑪	分流	
東九条町の一部	⑫	分流	

①～⑫省略

奈良市企業局告示第3号

奈良市流域関連公共下水道の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和3年2月8日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備えて置いて縦覧に供します。

令和3年2月8日

奈良市公営企業管理者 池田修

1. 予定処理区域

6,180.94ha

2. 工事着手の年月日

昭和26年5月25日

3. 工事完成の予定年月日

令和7年3月31日

奈良市企業局告示第4号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和3年2月10日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
有限会社 森菊 鉄工	代表取締役 森 本 和樹	京都府木津川市鹿背山鹿口2・9 番地	令和3年2月2日
株式会社 岡崎 組	代表取締役 永 田 章	奈良市中ノ川町997番地	

農業委員会

奈良市農業委員会告示第2号

奈良市農業委員会令和3年2月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和3年2月5日

奈良市農業委員長 巽 一孝

1 日時

令和3年2月12日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南1丁目1番1号

奈良市役所中央棟 地下会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(1月専決処理分)
- (5) 知事許可について(1月許可分)